

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月13日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	長岡京市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000006725.html

執行機関名 長岡京市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1第12項 学校教育法その他関係法令に基づく就学管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第1条	長岡京市就学援助規則 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、就学援助を行うための必要な事項を定める。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		長岡京市就学援助規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	長岡京市就学援助規則 第2条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	長岡京市就学援助規則第2条の受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	長岡京市就学援助規則 第2条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	長岡京市就学援助規則 第2条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	長岡京市就学援助規則 第2条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	長岡京市就学援助規則第5号の要保護児童・生徒又は準要保護児童・生徒の認定の適否審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	長岡京市就学援助規則 第5条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	長岡京市就学援助規則 第5条,要保護及び準要保護児童・生徒にかかる認定基準
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報